

(注) 津地方裁判所伊勢支部平成19年(ワ)第33号, 同第第66号事件の判決(原判決)のうち, 3頁12行目から4頁10行目までの部分(原判決引用部分)を抜粋したものです。

なお, 本文記載の別紙の掲載は省略しました。

## 2 原告の主張

### (1) 契約締結に至る経緯

ア 原告は, 平成15年3月15日頃, BのEと名乗る女性から電話を受け, 「ジュエリーに関して興味関心がありますか。我々の商品に関して買わせることはないのですが, 意見を聞かせていただきたい。」と面談を求めてきた。

原告は, 商品に関する市場調査と思い, 同月29日昼頃, 津駅で面談することを了解した。

イ しかし, 同日, 原告が, 津駅に赴くと, その場に現れたのはEではなく, Dと名乗る女性であり, Eは用事があると言われた。Dは, 原告に対し, 近くのファミリーレストランに行くことを誘い, 原告とDは, レストラン「ガスト」に入った。

ウ そこで, 原告とDは, 約1時間程度雑談した後, Dは, 原告に対し, ファッションや貴金属の話をし出した。その後, 午後8時頃までの間, 原告は, Dの話相手をさせられ, 気が付くと, Dの周りには仲間らしい数名の男女がおり, その中のCと名乗る男性が原告の指のサイズを測ったり, Dや仲間の女性が商品を勧めてその購入を迫った。

エ 原告が, 購入を断ると, Cは, 「こんなに親身になっているのに, その対応はまずいだろう。」などと威圧的態度を示したため, 原告は, 怖くなり, 別紙商品目録記載の売買契約書(本件売買契約・宝飾品3点の合計15万7千500円)とAとの間のクレジット申込書(本件クレジット契約

・支払総額 2 1 8 万 9 2 5 0 円) に署名捺印した。

オ その後，D から，原告に対し，電話やメールが時々あったが，しばらくすると連絡がなくなり，5 か月後には電話もつながらなくなった。また，B にもつながらなくなった。